

日本安全保障貿易学会
第39回研究大会自由論題報告
於 立命館大学 大阪いばらきキャンパス

マネロン防止・経済安全保障対策への
貿易デジタルデータ活用提言
ー新たな業界共通プラットフォーム構築

2025年3月16日

近畿大学経営学部 花木正孝
株式会社NTTデータ 河田禅

ニュースリリース（2024.11.22）

近畿大学とNTTデータは、マネロン等対策への貿易デジタルデータ活用にかかる共同研究をスタートしております。

NTT DATA

企業情報 IR情報 採用情報 ニュース 製品・サービス情報

グローバル・日本語

近畿大学とNTTデータ、マネロン防止・経済安全保障対策への貿易デジタルデータ活用について共同研究をスタート

～産官学連携の取り組み推進により、新たな業界共通プラットフォームの構築を目指す～

トピックス

2024年11月22日
学校法人近畿大学
株式会社NTTデータ

学校法人近畿大学（大阪府東大阪市／以下、「近畿大学」）と株式会社NTTデータ（東京都江東区／以下、「NTTデータ」）は、マネー・ローンダリング^{注1}防止や経済安全保障対策（以下「マネロン等対策」）における貿易デジタルデータの活用に関する共同研究を、2024年11月より開始します。
本共同研究では、近畿大学 経営学部 商学科 教授 花木 正孝が専門的な知見を生かし、マネロン等対策に関わる国内外コンプライアンスに関する実務上の課題や、貿易金融業務におけるデジタル化による改善ニーズを特定します。NTTデータは、これまで手がけてきた貿易情報連携プラットフォーム「TradeWaltz（トレードワルツ）」^{注2}など貿易プラットフォーム構築の知見を生かし、金融機関や輸出入企業、財務省・金融庁等の関連政府機関におけるマネロン等対策への貿易デジタルデータの活用について評価を行います。また、これまで金融機関のマネー・ローンダリング対策ソリューションを提供してきたNTTデータ ルウィープ株式会社^{注3}とも連携し、貿易取引を悪用した不正な資金移動（Trade-Based Money Laundering、以下「TBML」）対策業務に必要なシステム機能を検討します。

ニュースについて

ニュースに掲載されている、サービス内容、サービス・製品の価格、仕様、お問い合わせ先、その他の情報は、発表日現在の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。また、ニュースにおける計画、目標などは様々なリスクおよび不確実な事実により、実際の結果が予測と異なる場合もあります。あらかじめご了承ください。

ニュースメール配信

ニュースの更新状況をいち早くお知らせするために、メール配信を行っております。

メール配信のお申し込み

両者の役割

■ 近畿大学

専門的な知見を活かし、マネロン等の国内外コンプライアンスに関する実務上の課題や、貿易金融業務におけるデジタル化ニーズを特定

■ NTTデータ

これまで手がけてきたNACCS等貿易PFの知見を活かし、金融機関や輸出入企業、政府機関におけるマネロン等対策への貿易デジタルデータの活用について評価

共同研究の目的

貿易デジタルデータが、マネロン等対策の実効性向上につながるかを評価・検証し、**将来的に貿易デジタルデータを活用した新たな業界共通プラットフォームの構築などを目指す**

NTTデータWEBサイト（2024/11/22）

2

ヒアリングの実績（2025.2まで）

活動を通じて、これまでに以下の関係者へのヒアリングを実施しております。

年月	ヒアリング先
2022年7月	メガバンク1行
2022年12月	メガバンク1行
2023年3月	メガバンク、外資系銀行各1行、ICC（日本）、貿易PF（TradeWaltz）
2023年5月	メガバンク1行、貿易PF（NACCS）
2023年7月	経済産業省WG2会合、JASTPRO
2024年5月	メガバンク3行
2024年8月	財務省関税局/資金移転対策室、経済産業省通商政策局/貿易経済安全保障局、貿易PF（国土交通省港湾局サイバーポート推進室）、メガバンク1行、貿易PF（NACCS）、JASTPRO
2024年9月	メガバンク、準大手行各1行
2024年10月	貿易PF（TradeWaltz）、JASTPRO
2024年11月	メガバンク、外資系銀行各1行、FinTech企業1社他
2024年12月	経済産業省通商政策局、メガバンク2行、貿易PF（TradeWaltz）
2025年1月	金融庁総合政策局金融犯罪対策室、メガバンク1行、FinTech企業1社、ICC（シンガポール）
2025年2月	財務省関税局、メガバンク1行



Agenda

1. 取組概況・現状の課題
(Trade-Based Money Laundering)
2. 課題解決の方向性
3. 今後の対応案
4. 参考

01

取組概況・現状の課題

(Trade-Based Money Laundering)

取り組み背景と仮説

貿易当事者へのヒアリングを通じて、貿易に関するマネロン対策は、貿易業務の特性に起因する課題がある上に、当事者それぞれが孤軍奮闘。そこで、NACCS等の貿易PFのデジタルデータを、貿易当事者が活用することで、課題が解決できるのではないかと仮説を立てるに至った。

背景

- ✓ 貿易に関するマネロン対策（Trade-Based Money Laundering = TBML）は、従来よりマネロン犯罪に使用されるリスクが高く、日本政府は、国際機関(FATF) や海外政府から対策の強化が求められている状況
- ✓ 対策として、金融機関における管理強化とシステム化検討が進んでいるが、従来型の送金元・送金先の身元確認等の対応に加えて、**貿易業務の特性に起因する課題**がある

（貿易業務の課題）

- 複数関係者間（輸出入業者、運輸業者等）では紙ベースでの貿易書類授受が中心。関係者間の情報共有が相対となりシームレス・リアルタイム情報共有が困難。
- 金融機関での貿易書類突合作業は、原則、人の目で実施。輸出入業者も紙書類の提出を求められ双方で事務的な負担が重い。

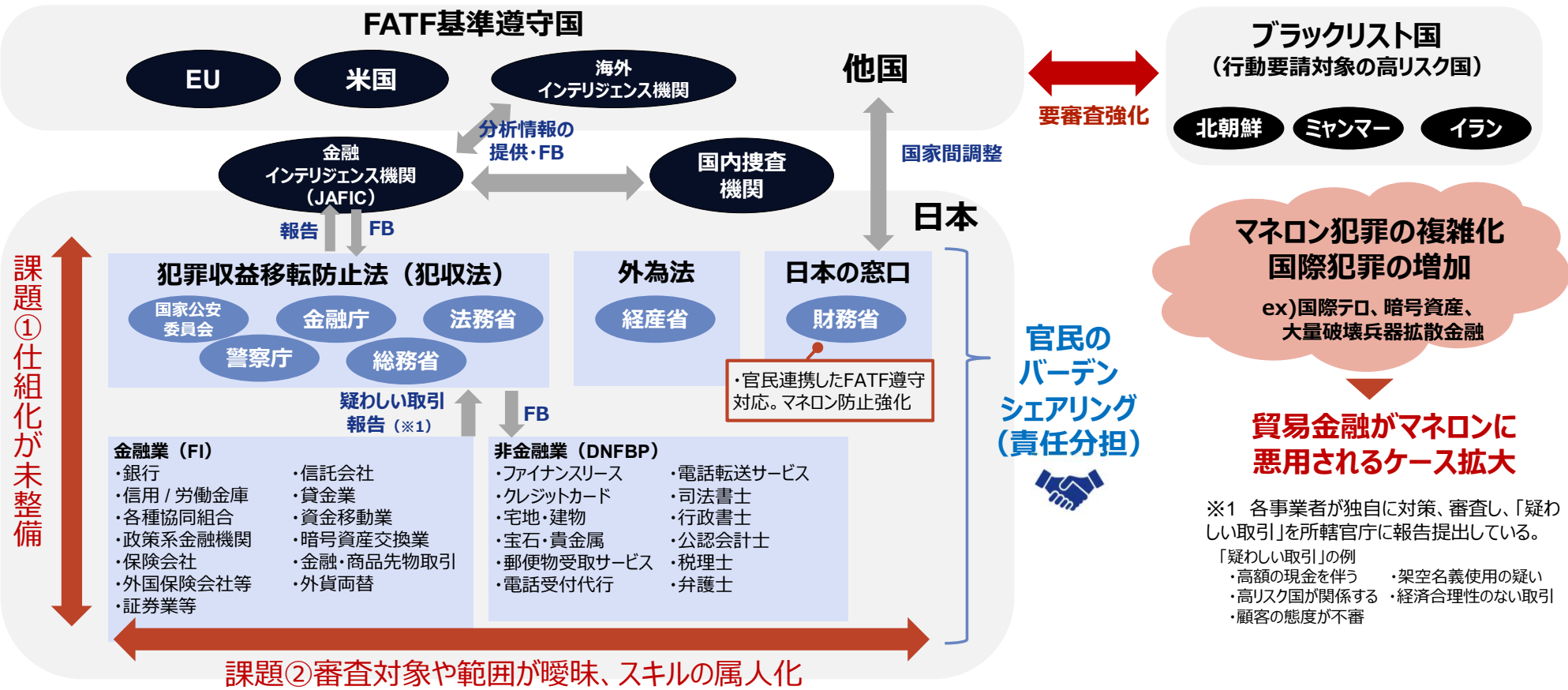


仮説

NACCS等の貿易PFに蓄積されたデジタルデータを活用することで、課題を解決できないか？

日本におけるマネロン対策の現状

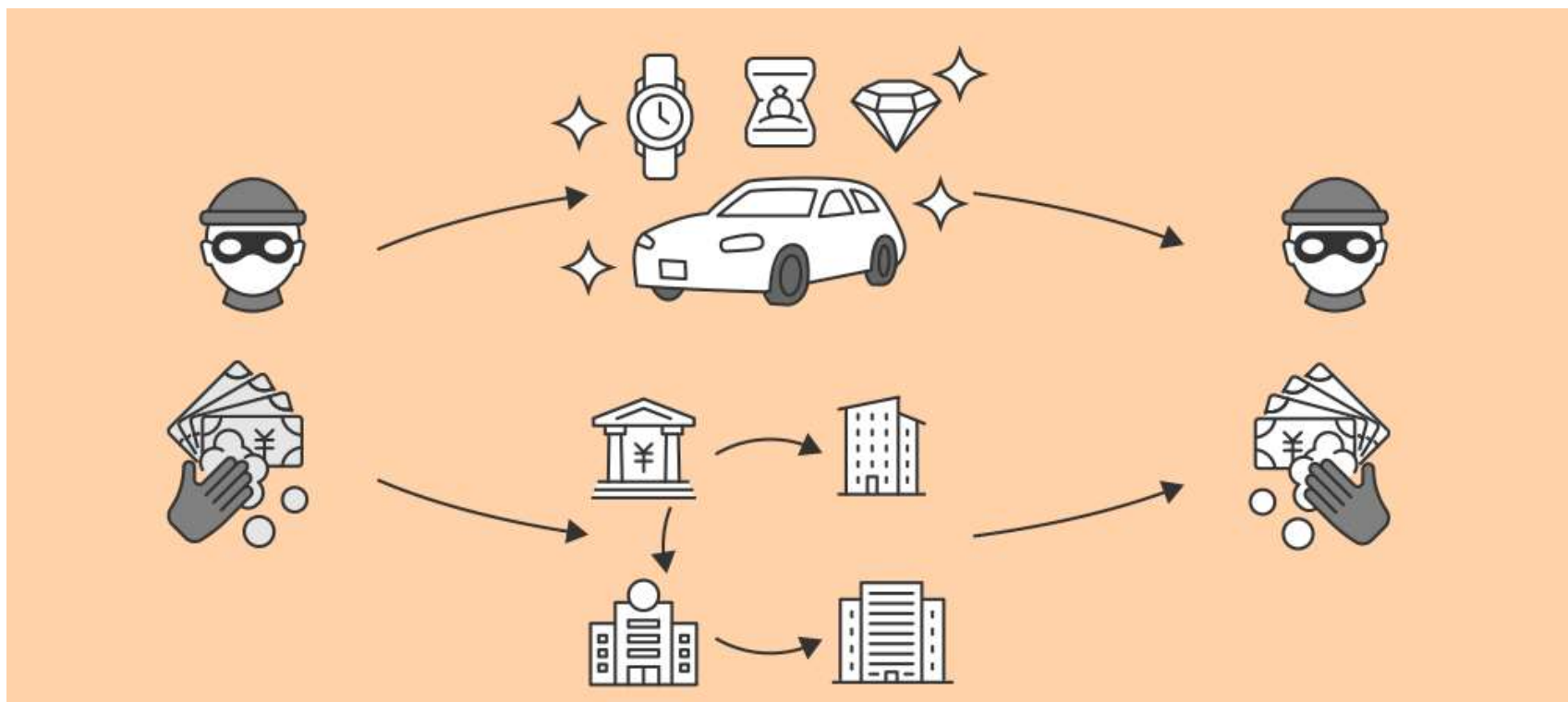
従来のマネロン対策は、金融業者が自社の金融取引を審査していましたが、昨今では、犯罪の複雑化により、高度な審査が求められています。一方、日本のマネロン対策は、審査対象や範囲が曖昧かつ審査スキルも属人化しているため、日本が国際犯罪の抜け穴になることが懸念されています。



(参考) マネロンとは？

マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）の略称であり、一般に、**犯罪によって得られた収益**を、他人名義の口座へ振込入金することや、偽名を使用して盗品等を売却すること等で、**その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為**です。

国をまたぐ資金決済は捜査を遅らせる傾向があり、**貿易決済・貿易金融は、古くからマネロンに悪用されることが多い**（TBML=Trade-Based Money Laundering）



財務省「マネロン等対策」ホームページ

(参考) FATF (ファトフ) とは？

FATF(Financial Action Task Force) は、マネー・ローンダリング等対策における国際協調を推進するために設立された国際機関のことで、マネロン対策の中心的な役割を担い、参加国で相互に審査を行います。

金融活動作業部会 (FATF : Financial Action Task Force)

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、相互審査を実施。
- 37か国・2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。



FATF



(FATF加盟国一覧)

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会 (EC)、湾岸協力理事会 (GCC)

FATF型地域体 (FSRB)

地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

地域
①アジア太平洋
②カリブ
③中露を含むユーラシア
④東・南アフリカ
⑤中央アフリカ
⑥ラテンアメリカ
⑦西アフリカ
⑧中東・北アフリカ
⑨欧州

※第四次相互審査が終了しているのはFSRBも含めると120か国。
審査結果は、通常フォローアップが17か国、重点フォローアップが41か国、
観察対象国が62か国。

※2021年10月末時点でブラックリストは北朝鮮、イランの2か国。
グレイリストは23か国。

対日本のFATF相互審査

- 日本は、2021年に公表された第4次FATF対日相互審査では40審査項目の内、11審査項目が不合格水準となり、「**重点フォローアップ国**」の厳しい評価を受けた
- これにより、日本政府は、**向こう3年の行動計画をまとめ、マネロン対策を強化**
- 2028年に予定される次回FATF審査（5次審査）に向けて、**官民一体でFATF評価の引き上げにつながる対策が必要**

**次回のFATF審査（5次審査）においては
TBML対応が主要なテーマになる可能性あり**

※アメリカ・カナダ・オーストラリアなどは、
TBML対応で先行している状況

(参考) 日本のFATF審査への対応

FATFによる審査結果や改善状況が芳しくない場合、対象国の金融機関は、各国金融機関による審査が厳格化されたり、取引遅延や取引自体の回避に至るなどの影響を受けます。

そのため、日本政府と金融機関は、2028年の第5次FATF審査に向けて、官民一体での行動計画の実行が急務な状況となっています。また、FATF5次審査ではTBML対応が大きなテーマになる可能性があり、今後、TBML対応の強化が大きな課題となります。

対日審査報告書公表に関するFATFステートメント（2021年8月30日、仮訳）

◆日本の相互審査

- 日本は、マネロン・テロ資金対策の成果を上げている一方、対策の有効性を高めるために、一定の分野においては優先的に取り組む必要がある。
- 日本の関係当局は、直面しているマネロン・テロ資金リスクをよく理解しており、日本にとって大きなリスクをもたらす分野に対するマネロン・テロ資金供与対策に率先して取り組んできた。
- 日本は、マネロン・テロ資金供与の捜査・訴追のための金融インテリジェンスの収集及び利用について良い結果を示している。また、国際的なパートナーとも建設的に協力している。
- 日本のテロ資金供与のリスクは低いものの、法執行機関は、組織犯罪グループの「暴力団」に絡むリスクなど主要なリスク分野への対応を含め、詐欺や薬物関連犯罪等の複雑で大規模なマネロン事案により焦点を当てる必要がある。また、日本の当局は、犯罪収益の没収について取組を強化する必要がある。
- 日本の当局は、拡散金融リスクについて、事業者に対して積極的に働きかけを行っている。しかし、制裁潜脱を意図せず容易にしまうことを防ぐ措置の効果的な実施を確保する必要がある。
- 日本は、暗号資産と暗号資産サービス提供者に関連するリスクに対処するための強固な行動をとっているが、現在、それらが悪用されることを防止するための措置を完全に実施する必要がある。
- また、日本は、顧客管理義務をはじめ、金融機関や非金融業者・職業専門家が行うべきマネロン・テロ資金供与対策義務の改善や、法人及び法的取組めの悪用防止のための実質的支配者情報へのアクセスの改善に優先的に取り組む必要がある。
- FATFは、2021年6月の全体会で本報告書を採択した。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画の概要

項目	具体的な対応	期限
①リスク評価及び政策会議の設置	・ 国のリスク評価書を刷新する。	令和3年末
	・ 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置する。	実施中
②金融機関等の監督強化	・ 金融機関等に対するリスクベースでの検査監督を強化する。 ・ マネロン等対策に関する監督ガイドラインを更新・策定する。	令和4年秋
③実質的支配者情報の透明性向上	・ 商業登記所が株式会社の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を開始する。（令和4年1月～） ・ 当該情報の一元管理に向けた検討を実施する。	令和4年秋
④マネロン・テロ資金供与の捜査・訴追等	・ 組織的犯罪処罰法、テロ資金提供処罰法の法定刑等について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏
	・ マネロンの起訴率向上のためタスクフォースを設置、各種通達の発出等を行い、これらを踏まえた捜査・訴追を実施する。	令和4年秋
⑤資産凍結及びNPOの悪用防止	・ 大量破壊兵器拡散にかかわる居住者の資産凍結を実施する法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏
	・ NPOにかかるリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。	令和4年春

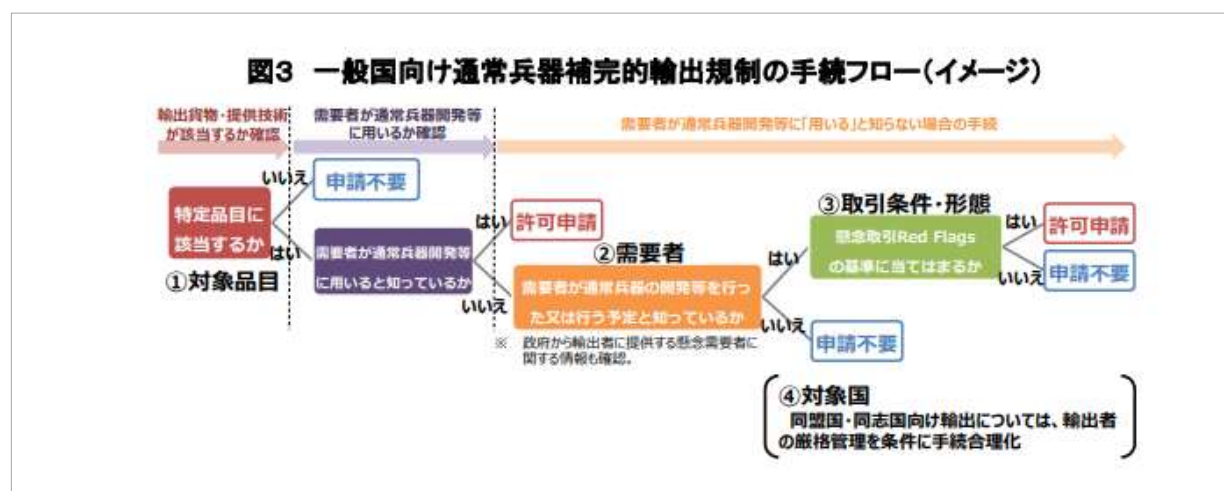
内閣官房 FATF対日審査結果等について

課題

金融機関での監督強化とシステム化検討が行われているが、貿易取引拡大によるマネロン拡大の懸念が影響し、貿易業務の特性に起因する業務課題が増加

経済安全保障対策における課題（輸出管理における取引関連情報の確認）

ドローンや3Dプリンタなどの民生の汎用品・汎用技術の軍事活用（デュアルユース技術）の重要性が増すことで、従来の「**技術**」そのものに着目した輸対象品目の管理から、軍事転用リスクの高い「**取引**」に焦点を当てた安全保障貿易管理が求められるようになっていきます。



産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告 令和6年4月24日

輸出者と輸出管理当局が連携し、新たな安全保障貿易管理（補完的輸出規制）を推進する必要がある

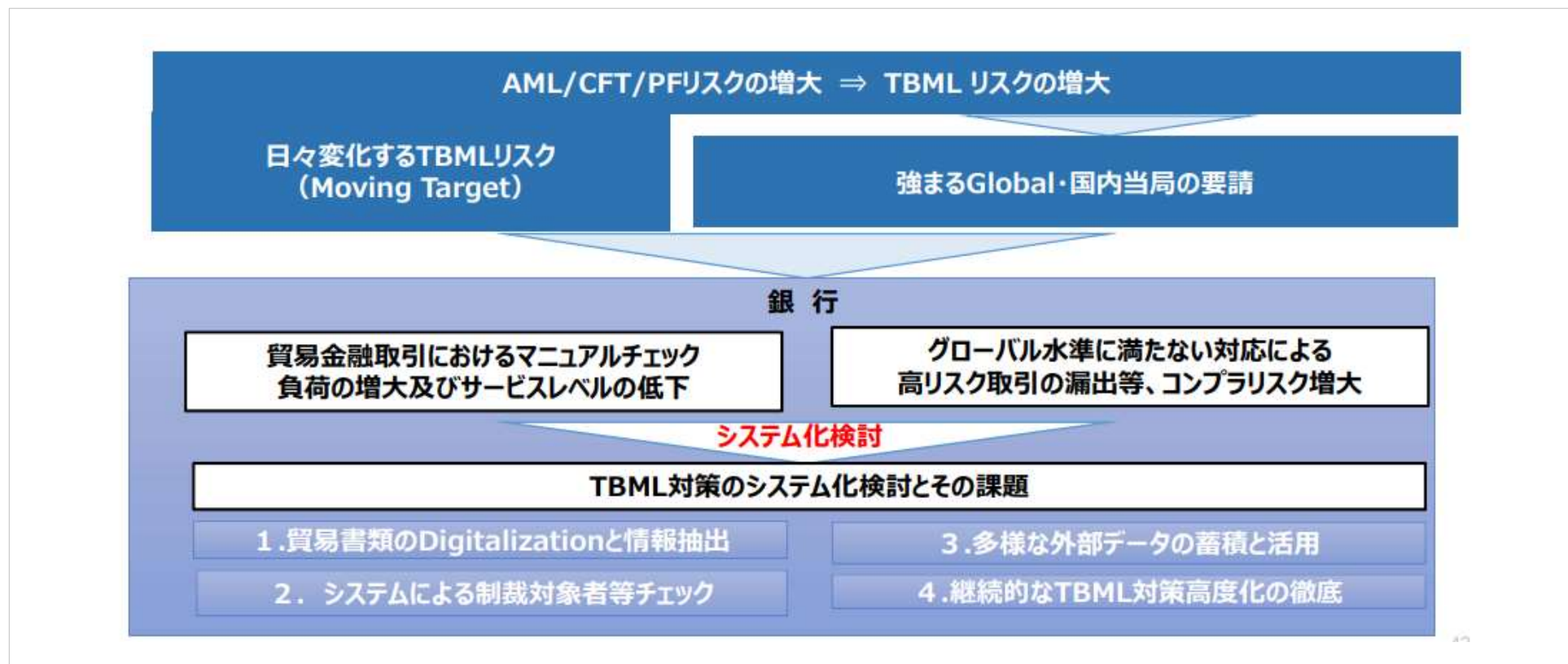
- ・技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、政府へ事前報告
- ・政府からの懸念情報等の提供
- ・取引時点のみならず、時間的経過に伴う軍事転用懸念を考慮

＜政府に求められる役割＞

- ・**取引の条件・態様に着目**して、懸念の高い取引を判断するための基準（懸念取引Red Flags）の作成・公表
- ・輸出者・金融機関とも連携して、最終用途や最終需要者、最終仕向国等の**取引にかかる情報**を共有

TBML対策のDX、システム化とその課題

日本では、TBMLリスクの増大に対応した銀行別のシステム化検討は進んでいるものの、貿易業務ならではの課題が顕在化しています。



マネロン等対策の現状と今後の対応について（日本金融監査協会 実務研修セミナー 2021年12月23日資料）
尾崎寛 金融庁総合政策局リスク分析総括課 マネーローンダリング・テロ資金対策企画室長

中小金融機関の貿易決済業務からの撤退

TBML対応に多額のシステム投資が必要な状況であること、米国の制裁プログラム違反に伴う多額の制裁金への懸念などもあり、地域金融機関に、貿易金融もしくは、外国為替取引全体から撤退する動きがみられます。

日本政府は、地方創生の一環として「新規輸出者 1 万者支援プログラム」などを推進している状況ですが、地方所在の中小・零細企業による新規輸出に伴う代金回収インフラ（地域金融機関の外国為替部門）が消失するなどの課題となることが危惧される状況です。

新規輸出 1 万者支援プログラム

- 商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、**輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。**
- ポータルサイトで登録した中小企業に、**個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。**

商工会 商工会議所 中小企業団体中央会 金融機関 など

周知・紹介

新規輸出に挑戦する事業者

登録

ジェトロ「新規輸出1万者支援プログラム」ポータルサイト・相談窓口

個別カウンセリングで支援策を提案

輸出相談

- ・ 輸出に精通した専門家が輸出の可能性について個別相談
- ・ 輸出に向けた経営計画の立案から具体的な準備まで伴走支援

ものづくり補助金 持続化補助金

- ・ 輸出向け商品に必要な設備導入の補助
- ・ PR動画やSNS発信の補助
- ・ 越境ECサイトに掲載するウェブページ作成の補助

ジェトロによる支援

- ・ 海外ECサイトを活用した販路開拓支援
- ・ 輸出商社とのマッチング
- ・ 専門家による伴走支援
- ・ 新輸出大国コンソーシアム支援機関と連携した支援

TBML対応にかかる負担から、地域金融機関が貿易金融・外国為替取引から撤退する恐れ

経済産業省HP「新規輸出1万者支援プログラム」

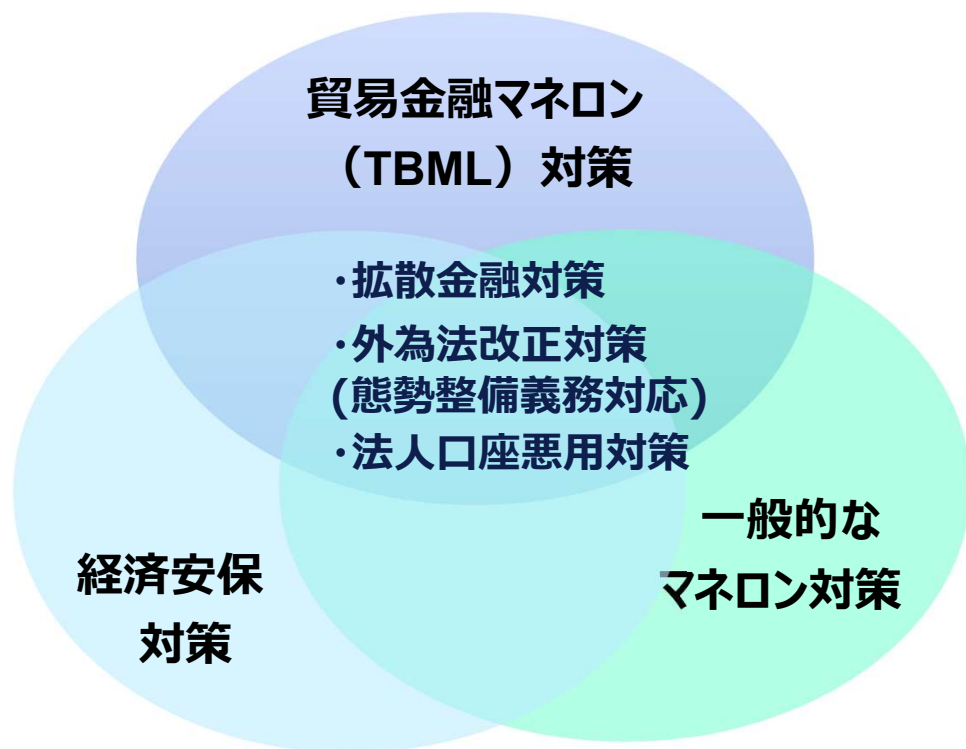
<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221216001/20221216001.html>

02

課題解決の方向性

マネロン対策や経済安全保障対策と貿易金融AML（TBML）対策の関連性

貿易マネロン（TBML）対策の強化は、一般的なマネロン防止対策や経済安保対策の推進とも密接に関連しています。
また、TBML対策の効率化により、余裕の出たコスト・リソースを他のマネロン対策やコア業務に振り分けることも可能となります。



想定リスク

- ・ 拡散金融にかかる脅威や脆弱性の低減
- ・ 金融機関の要員リソース効率化、システム投資の最適化による外為法で要請される態勢整備義務への対応強化
- ・ 法人口座悪用のリスク監視

対策による効果

- ・ 新たなリスク（暗号資産・ロマンス詐欺）対策への人員リソースや予算再配分
- ・ 不審取引検知の高度化（金融機関毎のばらつき防止）
- ・ 官民連携のデジタルデータ活用の実現による今後のマネロン対策全体のDX化を推進

日本政府としての貿易デジタル化に向けた動き

経済産業省は、2024年6月に「貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」を開催し、官民一体で貿易デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、日本企業の国際競争力の向上や経済成長につなげる目論見です。

貿易手続デジタル化に向けた アクションプラン工程表



経済産業省
貿易経済協力局 貿易振興課

我が国貿易手続のデジタル化の実現に向けた課題と対応の方向性

- 未だに法令上、及び商慣習上も、紙でのみ有効な文書や受理可能な手続が残っている。
- 貿易プラットフォーム（PF）は接続するユーザーが一定数を越えないと効用実感が乏しく、貿易PFのユーザー拡大が喫緊の課題。荷主企業からは、貿易PF導入にかかるコスト軽減、貿易PF間連携等を望む声あり。
- 貿易手続は商流・物流・金流に幅広く跨がり、関係省庁も多様であるため、共通目標・アクションプランを策定。ピアレビュー形式で進捗を管理し、着実に貿易手続のデジタル化を進めていく。

2024.6.25 第4回 貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会資料
（経産省 貿易経済協力局 貿易振興課）

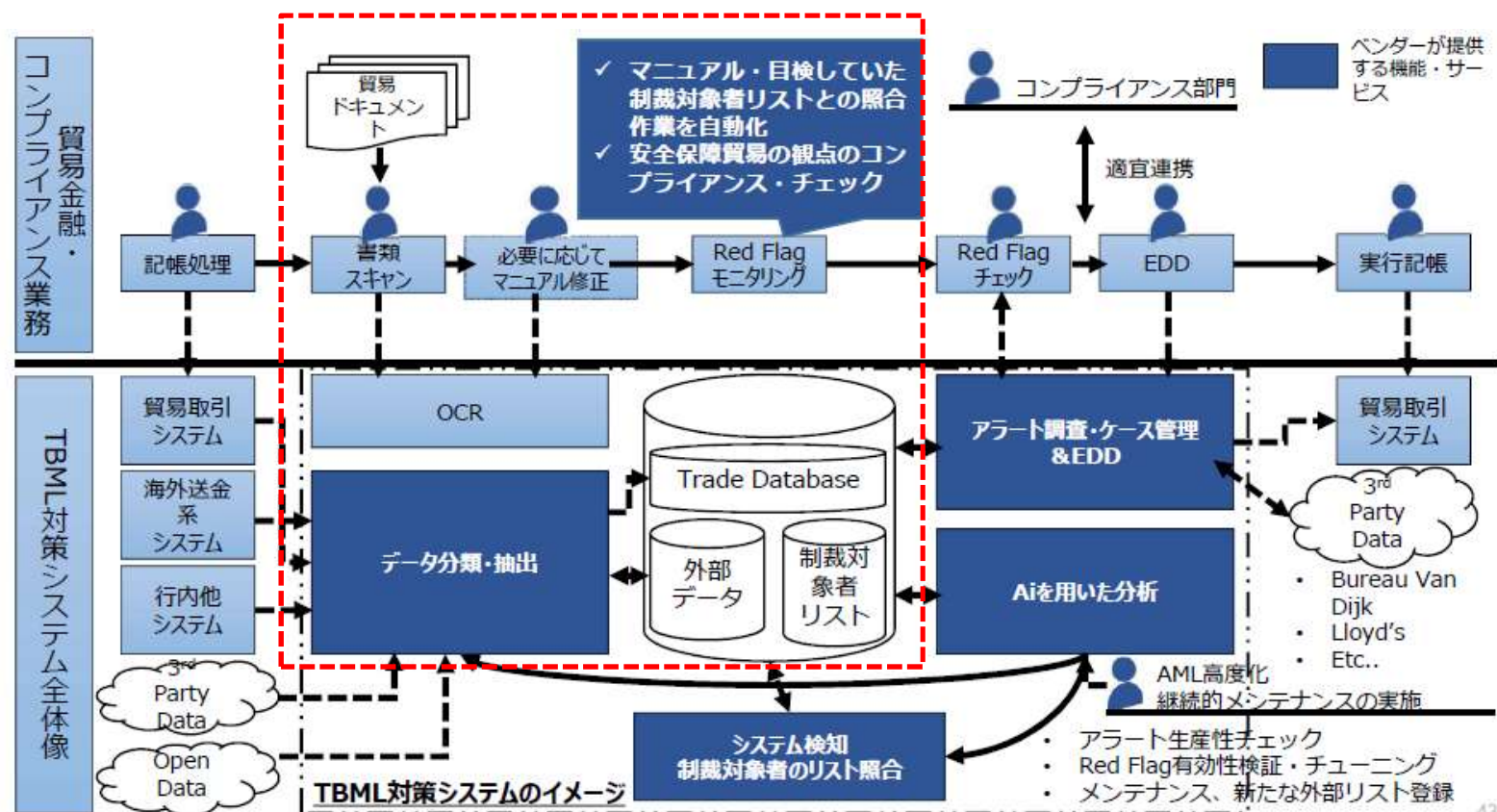
日本政府として、令和10年度までに貿易PFを通じてデジタル化された貿易取引の割合を10%とすることを目標とし、省庁横断的にアクションプランを作成していく予定

仮説

上記の動きを踏まえ、今後、**TBML対策や経済安全保障対策についても、官民一体による貿易PFが保有するデジタルデータの活用推進への要請が高まるものと想定される**

【AsIs】各金融機関の貿易取引に関するマネロン（TBML）対策システムイメージ

現状は、荷主から受領した貿易書類をOCR等で処理し、データチェック等に大量の人員を配置しています。また、**各行が多額の投資を実施して、審査システムを構築し、貿易マネロン対策を実施しています。**



出典：マネロン等対策の現状と今後の対応について（日本金融監査協会 実務研修セミナー 2021年12月23日資料）

尾崎寛 金融庁総合政策局リスク分析総括課 マネーロンダリング・テロ資金対策企画室長

金融機関が貿易PF上のデータを活用するメリット

金融機関や輸出入企業においても、貿易PF上に保有するデータを活用することで、業務負荷の軽減が大いに期待されます。

金融機関での貿易書類チェックにおける課題

■ 金融機関

OCRにより貿易書類データを読み込み
人手によるOCR認識エラーの修正

税関で許可された貿易取引の確認
(外国送金依頼時に**貿易書類を目視確認**、等)

貿易書類の記載内容妥当性確認
→ 入出港日や船名、寄港地、コンテナ番号やBL番号 など

職員自らが商品の価格チェックを実施
HSコード毎に取引価格が適正範囲にあるかを確認

■ 輸出入企業

貿易取引内容について、金融機関からの
頻繁な問い合わせや、取引関連ドキュメントの提出依頼に対応



**TBML業務に輸出100人、
輸入100人の体制**で対応・・・
(某金融機関)



送金ユーザンス対応に必要な
金融機関向け**貿易書類エビデンス**
準備に時間がかかる・・・
(某商社)

貿易PFで保有するデジタルデータ利用によるメリット

■ 金融機関

貿易PFで保有する**デジタルデータをそのまま利用可能**

貿易PFに登録された**税関許可情報から取引の正当性を確認**

貿易PFに登録された**内容を正として項目の妥当性を確認**

貿易PFに登録された**HSコードや税関申告時の価格情報を基に**商品価格が適正範囲にあるか確認

■ 輸出入企業

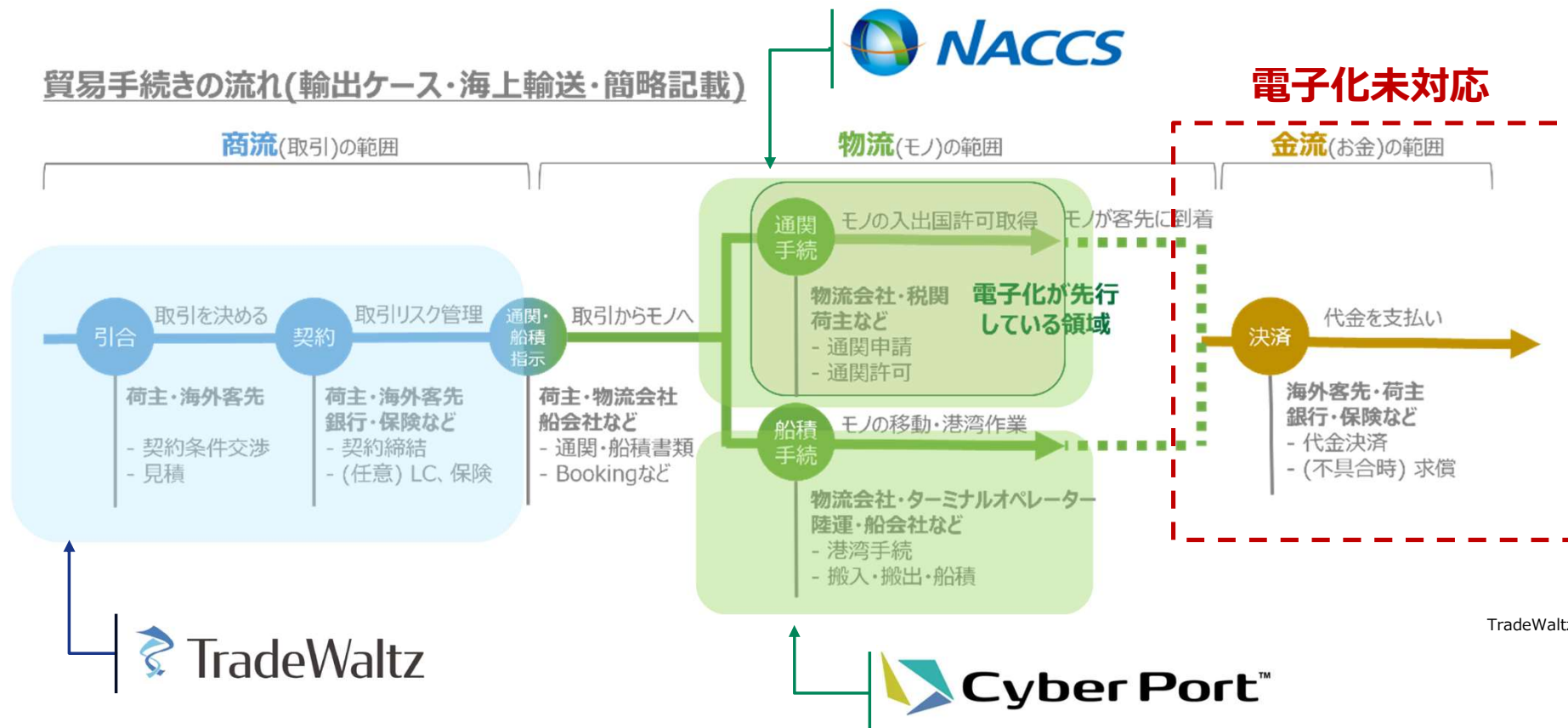
金融機関が貿易PFのデータを活用することで、**輸出入企業に対する問い合わせや書類提出依頼が削減**



貿易手続きにおけるデジタルプラットフォーム活用

貿易手続きの流れにおいて、金流（赤枠）はモノの移動中・移動後に行われます。

物流（モノ）の移動はNACCSやCyberPort、商流はTradeWaltzといったプラットフォームサービスが存在するが、金流（貿易金融領域）においては、デジタルデータの活用プラットフォームは存在していません。



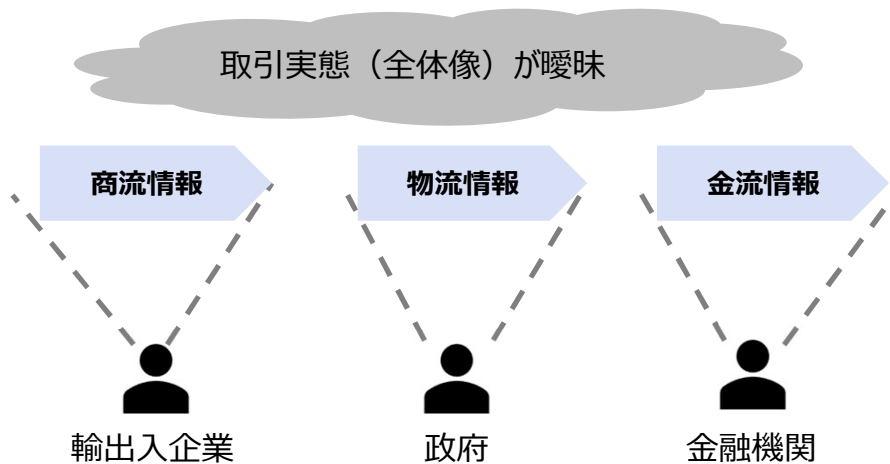
TradeWaltz社HPをもとに作成

貿易取引情報のサイロ化の課題（商流・物流・金流）

今までは自身の範疇を該当法令に基づき正しく審査できていれば、貿易取引は成立していました。しかしながら、環境変化が起きている昨今、未だに関係者のサイロ化は続いており、貿易取引全体を俯瞰してみていないがゆえに、マネロン犯罪が発生しています。

今まで

- ✓ 輸出入企業、政府、金融機関それぞれが自身の範疇をみて、正しく審査していれば、貿易取引は成立
- ✓ ただし、物流・金流データだけをみても、**貿易取引の実態までは不明**

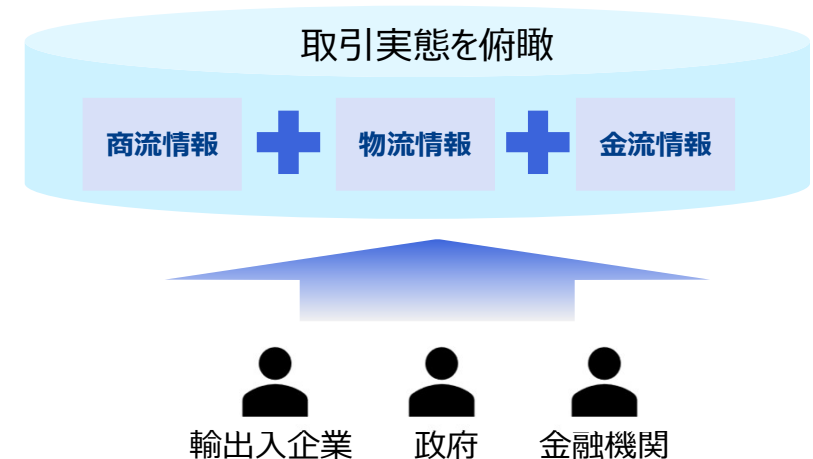


自社の範疇を法律に則り正しく審査するが、
貿易取引の全体像は不明



求められているもの

- ✓ **商流・物流・金流全体を俯瞰**してみることで、貿易取引の実態の解像度をあげる（＝新しい価値）
- ✓ 自社の範疇では見えていなかった情報もみて踏み込むことで、怪しい取引を未然に防ぐ。



貿易取引の全体像を俯瞰してみることで、
マネロン犯罪を未然に防止する

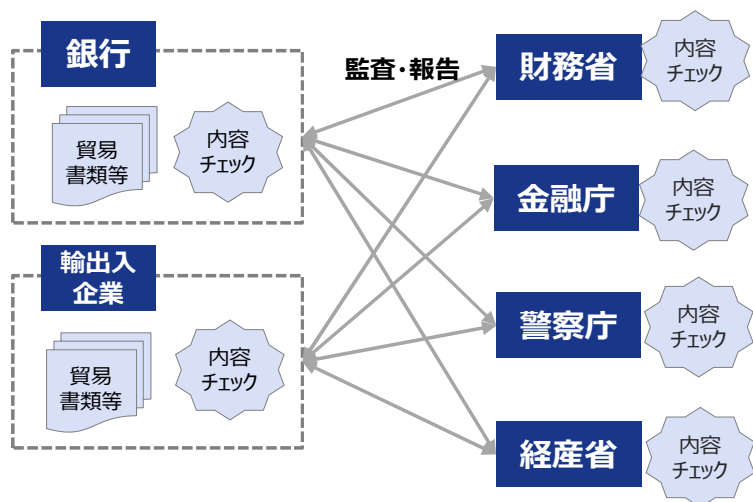


【ToBe】デジタルデータ活用による貿易マネロン対策・経済安全保障対策の強化

現状の貿易マネロン対策が各行で多額のシステム投資を行うのに対し、**デジタルデータを活用した官民共同利用型の貿易プラットフォーム**を利用することで、官民双方の検査・監査対応の効率化・高度化、経済安全保障対策の一層の強化が期待されます。

現状

- ✓ 各銀行は自行チェック内容を各省庁に報告、各省庁にてそれぞれ監査
- ✓ リスク分析深化、金融機関の監査強化、法人情報把握の管理徹底が求められており、**金融システム全体での高度化が必要な状況**
- ✓ 現場負担も増加し、一層の効率化が求められている



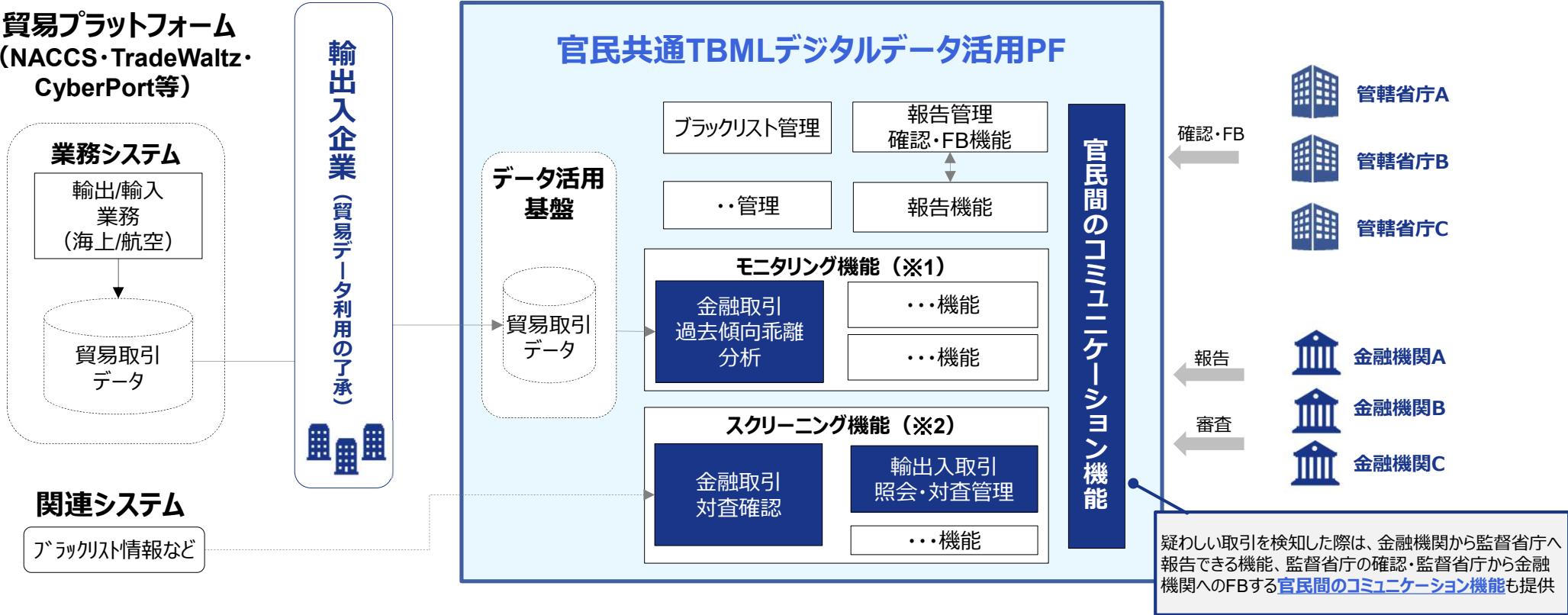
あるべき姿

- ✓ 官民連携でデジタルデータを活用・共有し、TBML対策の更なる効率化、高度化、犯罪の未然防止を実現
- ✓ 経済安全保障戦略の具現化、日本の国際競争力強化への寄与
- ✓ 書類対応の負荷が高い貿易取引データ活用PF構築より着手し、将来は、官民共同利用の**マネロン対策デジタルデータ活用PF**を実現



具体的なイメージ案（官民共通TBMLデジタルデータ活用PF）

税関への輸出入手続きに使用されるNACCSデータやTradeWaltz、CyberPortなどの貿易プラットフォームで保有するデータを活用し、官民共通TBMLデジタルデータ活用PFを構築することで、官と民が一体となって日本のTBML対策の実現を具現化させていきます。

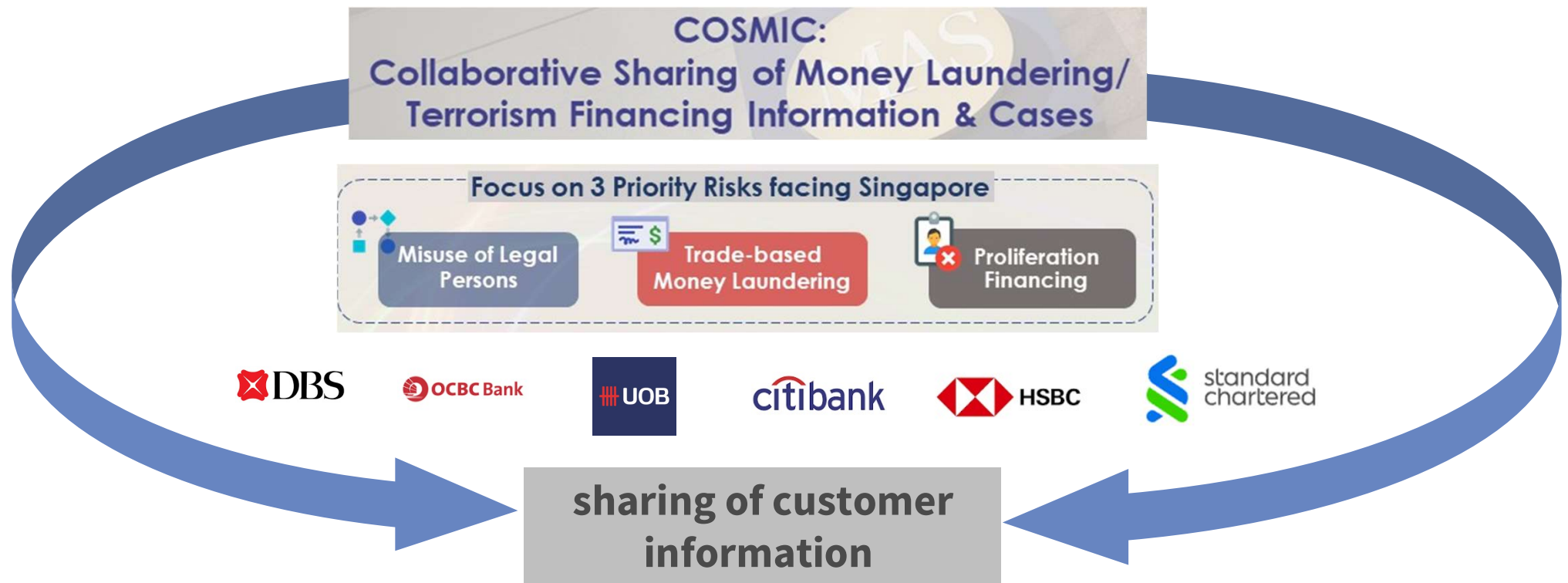


(※1) 国際送金情報と通関情報の対査を行う
(※2) 過去の取引傾向との乖離分析を行う

官民および金融機関間の情報連携に関する取り組み事例（COSMIC（シンガポール））

2024年4月にシンガポール金融管理局（MAS）及びシンガポールの主要6銀行は、金融機関相互に顧客情報を共有する世界初のAMLリスク対策のデジタルプラットフォーム「COSMIC」のサービスを開始しました。

COSMICは3つの主要な金融犯罪リスク①法人取引の悪用、②TBML、③拡散金融に焦点をあて、金融犯罪の可能性が疑われる複数の危険信号（Red Flag）に該当する顧客の情報を金融機関が安全に共有することで、金融犯罪行為を検出・抑止することを目的としています。今回の日本におけるTBML対策に関する取組で実現を目指す姿の一類型（官民連携のTBMLPFを構築）に該当するものです。



日本政府としての貿易デジタル化に向けた動き

経済産業省は、2024年6月に「貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」を開催し、官民一体で貿易デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、日本企業の国際競争力の向上や経済成長につなげる目論見です。

貿易手続デジタル化に向けた アクションプラン工程表



経済産業省
貿易経済協力局 貿易振興課

我が国貿易手続のデジタル化の実現に向けた課題と対応の方向性

- 未だに法令上、及び商慣習上も、紙でのみ有効な文書や受理可能な手続が残っている。
- 貿易プラットフォーム（PF）は接続するユーザーが一定数を越えないと効用実感が乏しく、貿易PFのユーザー拡大が喫緊の課題。荷主企業からは、貿易PF導入にかかるコスト軽減、貿易PF間連携等を望む声あり。
- 貿易手続は商流・物流・金流に幅広く跨がり、関係省庁も多様であるため、共通目標・アクションプランを策定。ピアレビュー形式で進捗を管理し、着実に貿易手続のデジタル化を進めていく。

2024.6.25 第4回 貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会資料
（経産省 貿易経済協力局 貿易振興課）

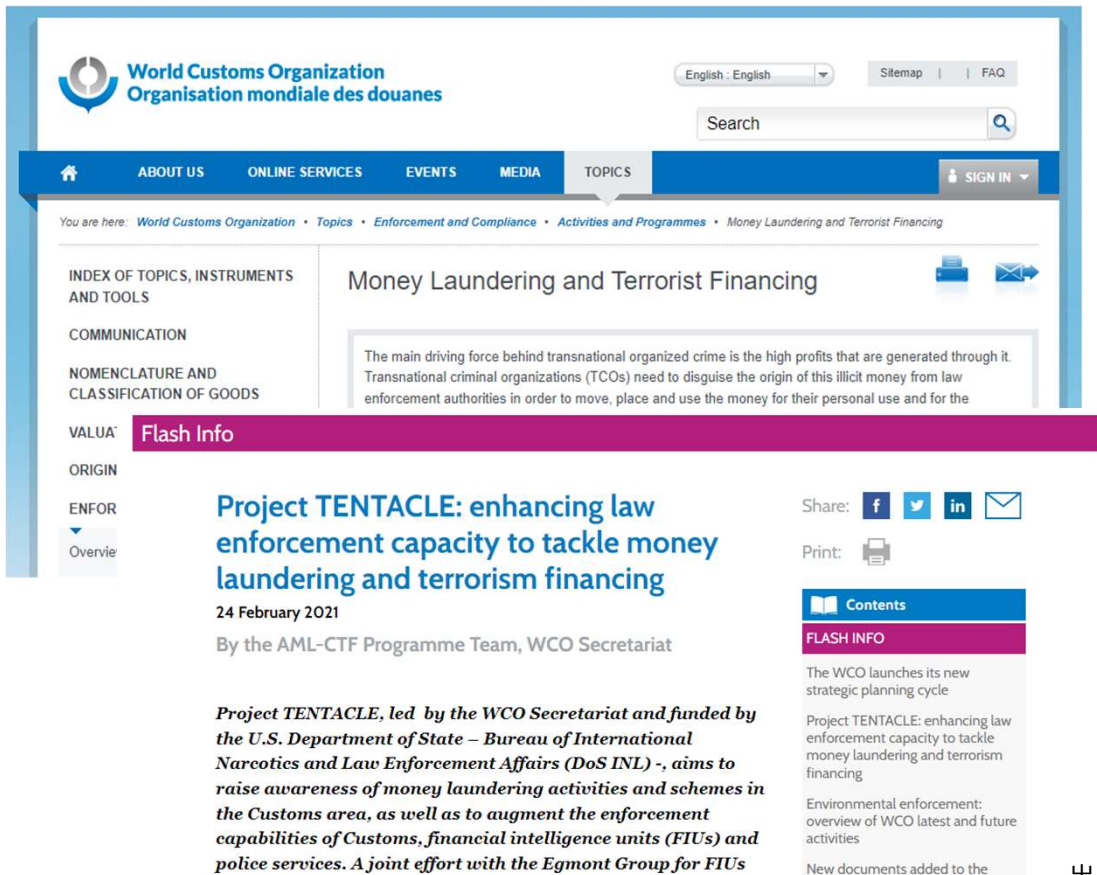
日本政府として、令和10年度までに貿易PFを通じてデジタル化された貿易取引の割合を10%とすることを目標とし、省庁横断的にアクションプランを作成していく予定

仮説

上記の動きを踏まえ、今後、**TBML対策や経済安全保障対策についても、官民一体による貿易PFが保有するデジタルデータの活用推進への要請が高まるものと想定される**

貿易デジタルデータを活用したTBML対応の今後の国際展開について

貿易デジタルデータのTBMLへの活用は日本国内のみならず、国際的にも有効なマネロン対策になり得ます。日本における貿易デジタルデータ活用の成果を踏まえ、WCO（世界税関機構）などとも連携し、国際的な貿易デジタルデータの電子交換と、マネロン対策への貿易デジタルデータ活用の推進を進めていく必要があります。



World Customs Organization
Organisation mondiale des douanes

English : English Sitemap | FAQ

Search

ABOUT US ONLINE SERVICES EVENTS MEDIA TOPICS SIGN IN

You are here: World Customs Organization • Topics • Enforcement and Compliance • Activities and Programmes • Money Laundering and Terrorist Financing

INDEX OF TOPICS, INSTRUMENTS AND TOOLS

COMMUNICATION

NOMENCLATURE AND CLASSIFICATION OF GOODS

VALUATION

ORIGIN

ENFORCEMENT

Overview

Flash Info

Money Laundering and Terrorist Financing

The main driving force behind transnational organized crime is the high profits that are generated through it. Transnational criminal organizations (TCOs) need to disguise the origin of this illicit money from law enforcement authorities in order to move, place and use the money for their personal use and for the

Project TENTACLE: enhancing law enforcement capacity to tackle money laundering and terrorism financing

24 February 2021

By the AML-CTF Programme Team, WCO Secretariat

Project TENTACLE, led by the WCO Secretariat and funded by the U.S. Department of State – Bureau of International Narcotics and Law Enforcement Affairs (DoS INL) -, aims to raise awareness of money laundering activities and schemes in the Customs area, as well as to augment the enforcement capabilities of Customs, financial intelligence units (FIUs) and police services. A joint effort with the Egmont Group for FIUs

Share: f t in e

Print: [Printer Icon]

Contents

FLASH INFO

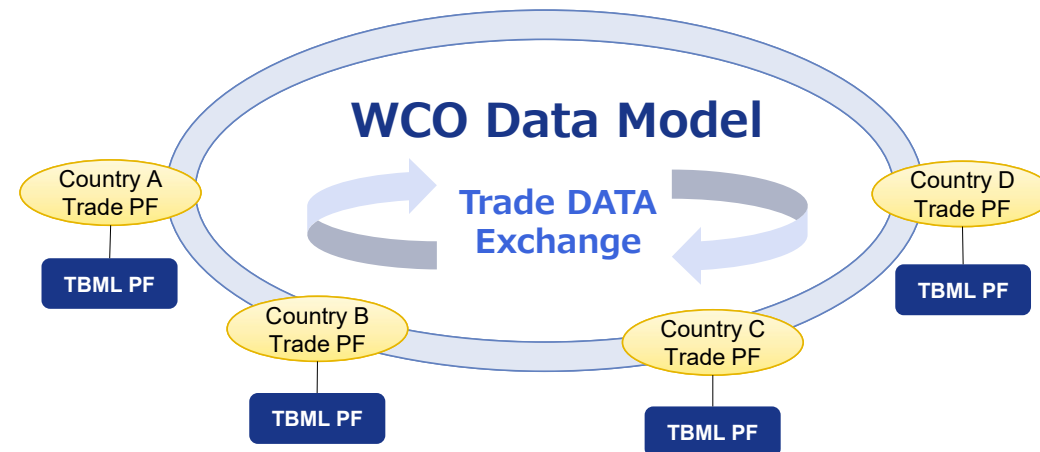
The WCO launches its new strategic planning cycle

Project TENTACLE: enhancing law enforcement capacity to tackle money laundering and terrorism financing

Environmental enforcement: overview of WCO latest and future activities

New documents added to the

多国間での貿易デジタルデータ交換イメージ



出典 WCO WEBサイト

03

今後の対応案

今後のロードマップ案

FY24中に案件の実現可能性を近大とNTTデータによる共同研究を通じて確認するとともに、ニーズの喚起・サービス内容の具体化を実施します。今後のフェーズとして、産学官の多様な関係者を巻き込んだコンソーシアムの立ち上げなど、実現に向けた検討を具体的に進めてまいります。

	FY2024	FY2025		FY2026
	下期	上期	下期	上期
案件形成	■ 共同研究 ・業務課題整理 ・ニーズの喚起 ・サービス内容具体化 着手中	■ TBML研究会（コンソーシアム）の立ち上げ・開催 ・産官学のTBML関係者・有識者が参加 ・現状の課題共有、解決策の議論、今後の進め方検討		■ 実現案の具体化 ・運用組織の検討 ・国際間連携の検討
サービス検討・技術検証	■ 貿易PFデータを活用した実証検証（簡易PoC） 着手中	■ 貿易PFデータを活用した実証検証（PoC）実施 ・参加者や対象データを拡大してPoC実施		■ 商用化に向けたビジネスモデル検討、技術検討 ・システム化構想の策定 ・ユースケース策定 ・ビジネスモデル検討

各金融機関や政府関係機関の反応

政府・金融機関等の多くの関係者へヒアリングをしてまいりましたが、日本のTBMLの取り組みの課題感が高く、官民共同でTBML対応を進めていくことに、前向きな反応をいただいております。



A省 A様

- FATFの動きからみても、日本の貿易マネロン対策の仕組みと実効策を整えることは必要で、官民共同で早急に対話を進め、実現させていきたい。
- 政府は関税法に則って貨物審査をしているが、**金融の取引履歴データを活用できれば、疑わしい取引と思われるものを抽出し、調査することはできるはず。**



大手銀行 外為営業部
B様

- 貿易デジタル化を目指すにあたっては、データ活用についても今後検討していきたい事項と考えていたので、この取り組みも異論はない。
- **物流データと金流データをかけ合わせれば、より俯瞰して怪しい取引を予測できそう。**
- 進め方やタイミングは関係者と相談が必要。



大手銀行 決済企画部
C様

- **個社で進める事に既に限界**を感じており、**うまく財務省・経産省・金融庁なりに働き掛け日本全体で進められたら**と考えている。
- 輸出入企業からの膨大な資料を毎回みている。輸出入企業から受領するインボイスデータよりもNACCSデータのほうが、専門の通関士が正確な情報を入力してくれているはずで、信ぴょう性が高い。



大手銀行 AML窓口
D様

- 全ての審査について時間をかけて厳格に審査している。本当は簡易なものは自動化するなどできればいいが、**自社の審査で抜け穴になってはならないため、厳格かつ効率化ができていない。**
- 他の大手銀行が審査を断ったものも当行は対応しており、貿易書類の妥当性確認が極めて大変。（入出港、船名、BL番号等）

総括

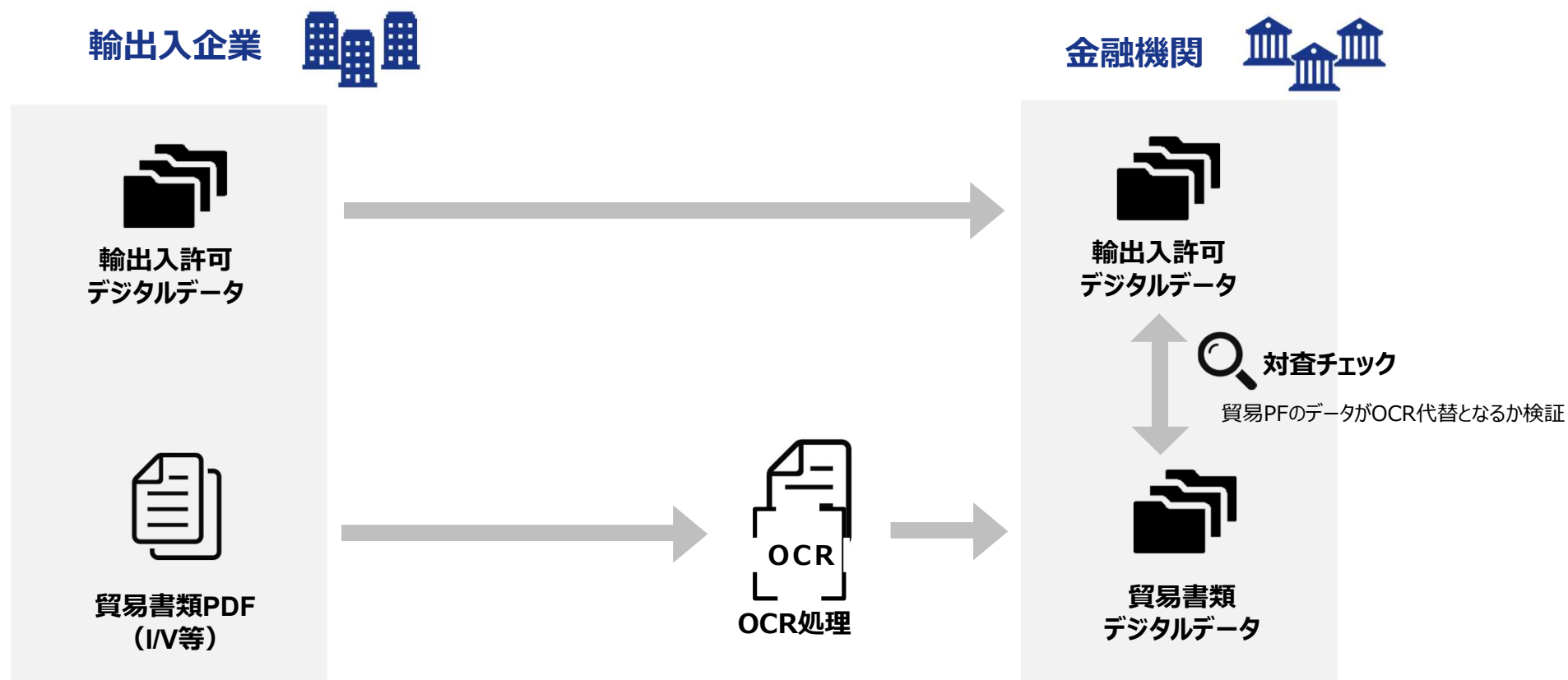
**TBMLを官民一体で取り組むことは
政府・金融機関ともに前向き**

**NACCSの貨物データと金流データを
掛け合わせることで、疑わしい取引をITで予測できるのではないか**

**金融機関は、TBML審査を
個社単独で取り組むことに限界**

貿易PF（NACCS）データを活用した実証検証（簡易PoC）について

今年度、一部の輸出入企業様及び金融機関様にご協力をいただき、貿易PFデータ活用の簡易的な実証検証（PoC）を実施しています。貿易PFが保有するデジタルデータがどの程度、金融機関におけるTBML業務で活用可能か、検証をいただいています。



貿易PF（NACCS）データを活用した実証検証（簡易PoC）の状況

貿易PF（NACCS）に情報あり

- ・売主/買主（BENEFICIARY/ APPLICANT）
- ・輸入者/輸出者（APPLICANT / SHIPPER）
- ・荷送人/荷受人（CONSIGNOR/ CONSIGNEE）
- ・着荷通知先（NOTIFY PARTY）
- ・輸送方法（SHIP / AIR）
- ・船名（VESSEL）/フライト番号（FLIGHT）
- ・船積日（SHIPPED ON BOARD DATE）
- ・積込港/荷降港（PORT OF LOADING / DISCHARGE ）
- ・商品HSコード
- ・数量/重量（QUANTITY / GROSS（NET ※） WEIGHT ）
- ・原産地（COUNTRY OF ORIGIN）
- ・インボイス番号 / 金額（INVOICE NO / AMOUNT ）
- ・B/L、AWB（HAWB）番号（BL/AWB NO）
- ・コンテナ番号（CONTAINER NO） ※

貿易PF（NACCS）に情報なし

- ・銀行
 - ・手形受取（PAY TO）
 - ・代金支払（DRAWEE）
 - ・信用状発行（ISSUING BANK） ｝
- ・荷物受取場所（PLACE OF RECEIPT）
- ・荷物引渡場所（PLACE OF DELIVERY）
- ・貨物の最終目的地（FINAL DESTINATION）
- ・BL,AWB発行日（DATE OF ISSUE）
- ・手形記載金額（For）
- ・手形番号（DRAFT NO）
- ・手形の支払い条件（DRAFTS AT）



貿易PFを活用することで、**業務効率化**、及び、**マネロン対策強化**の観点で銀行にとって大きなメリットがあるとのフィードバックをいただいた（次ページ）

※今回検証した輸出入許可情報には存在しない項目だが、NACCSが保有する他の関連情報から取得可能と想定

貿易PF（NACCS）データを活用した実証検証（簡易PoC）の状況：具体的なメリット

■ 業務効率化の観点でのメリット

約20%の工数削減効果あり（月100人月→82.2人月（17.8人月削減））

- ・NACCSデータ項目で活用可能な項目・・・23項目（I/V、B/L、P/L入力項目の約20%）
- ・1項目当たりのデータ入力にかかる工数・・・10～30秒/項目
- ・1日あたりの処理ドキュメント数・・・200枚（約24,000項目）

■ マネロン対策強化の観点でのメリット

①取引情報の正当性確認

- ・・・ 港名、船名、B/L番号、インボイス番号、原産地、売主/買主、等について**虚偽記載の有無**を確認

②価格情報の妥当性確認

- ・・・ 商品HSコードやインボイス価格、数量等について、**精度の高い価格情報**が入手可能

③航路情報の正確性確認

- ・・・ 積込/荷降港、船積日、船名、B/L番号、コンテナ番号等 から、**航路の正確性**を確認

04

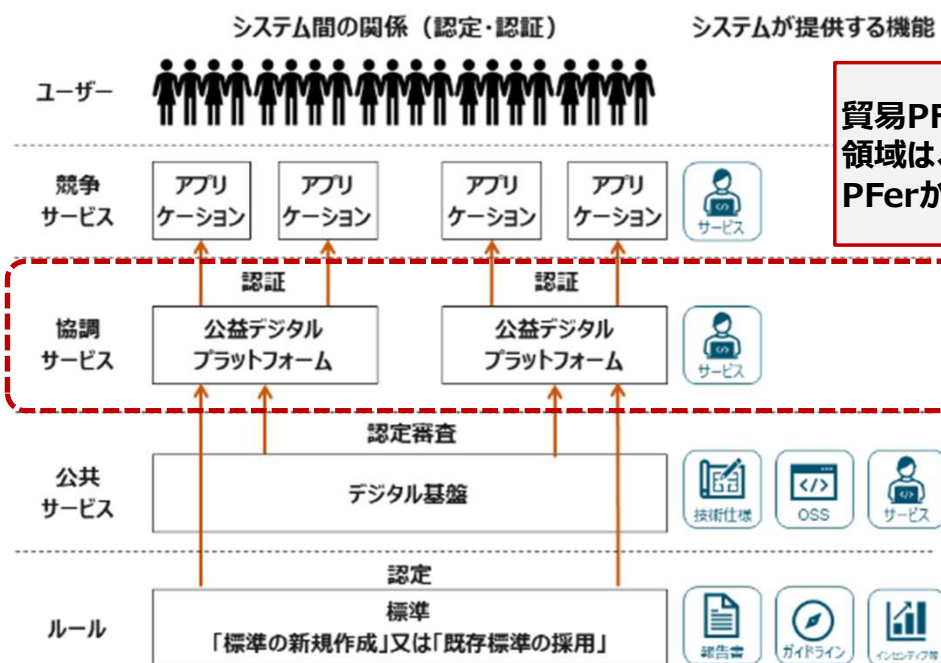
参考

(参考) ウラノスエコシステム (公益デジタルプラットフォーム事業者認定)

「Ouranos Ecosystem (ウラノス・エコシステム)」は、社会課題を解決しながら、イノベーションによる経済成長を実現するため、企業や業界、国境を跨ぐ横断的なデータ共有やシステム連携の仕組みを構築するための業界協調型サービスです。
TBMLにおける貿易PFデータ活用等のコンプライアンス領域は協調サービスとして公益デジタルプラットフォーム事業者が提供すべき領域に位置する
と考えております。



システムのエコシステム



貿易PFデータ活用等のコンプライアンス領域は、協調サービスとして公益デジタルPferが提供すべき領域

出典：経済産業省WEBサイト (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/ouranos.html)

(参考) 官民共通 貿易AMLモニタリングシステム構想 NACCSデータ活用による審査支援案

税関への輸出入手続きにて使用されているNACCS通関データを活用し、「国際送金情報と通関情報の対査を行うスクリーニング機能」、「過去の取引傾向との乖離分析を行うモニタリング機能」の提供を検討しています。

区分	対象	機能	内容
スクリーニング	輸出	金融取引対査確認	・【インプットとなる国際送金の取引情報が揃っている場合】国際送金取引データとNACCS通関許可データとの対査確認サービス：取引データと許可データが合致しているか自動チェックする。 ＜スクリーニング審査案（インプット項目＝チェック項目案）＞ ・貿易関係者（取引相手）、取引相手国、船名/便名、輸送ルート（船積港、中継港、仕向港）、商品分類（HSコード）、インボイス価格、数量、インボイス番号、市況価格との乖離 など
	輸出 輸入	輸出入取引照会・対査結果管理機能	・【インプットとなる国際送金の取引情報が添付書類しかない場合】国際送金取引データのキー情報（輸出入者、B/L番号、インボイス番号等）を入力し、NACCS通関許可データの照会結果を表示、手元にある貿易書類の情報と突合し、対査結果の証跡を管理できるようにする。 ※荷主の機密情報を参照する権限は課題。国際送金の申し込み時、情報取得の同意を得ておくか。
モニタリング	輸出 輸入	金融取引過去傾向乖離分析	国際送金取引データとNACCS過去傾向との乖離がないか分析して情報提供する。 過去の傾向と乖離している疑わしい取引をチェックする。 ＜モニタリング審査案＞ ・過去の取引実績との乖離（業容の変化：HSコード、市況価格との乖離、取引相手国、取引相手）、市場慣行との乖離、閾値超えアラート など

(参考) NACCSデータの審査活用について

TBML対策の審査に必要な観点・項目について、NACCSの通関データにて保持しているか、活用可能性について考察しております。

スクリーニング（貿易書類情報からの高リスク取引の検知）

	区分	項目	NACCS 有無	NACCS情報の制約など
1	貿易関係者	取引相手	○	NACCSの通関申告情報には、取引相手の情報あり。 ただし、第三者インボイスの場合、インボイス上の輸出入者ではない場合もありえる。 また、少額取引の場合（20万以下のマニフェスト通関の場合）、取引相手の情報がない場合あり。
2		中継銀行	×	NACCSには貿易取引に関する銀行の情報はない
3		輸送代行者	△	NACCSの通関申告情報では、通関申告を代行する通関業者の情報あり。国際輸送を担う国際物流事業者と同一の場合もあるが、通関代行のみ通関業者が担う場合もある。 ※国際輸送においては、船会社、船舶代理店、航空会社、フォワーダー、通関業者など複数の事業者が関係してくる（DoorToDoorを一気通貫で請け負っている場合もあるが、委託範囲が一部の複数業者が担当している場合が多い）。
4		保険会社	△	NACCSの輸出申告情報は、FOB価格で申告するため、保険料に関する情報がなく、保険会社の情報はない。 輸入の場合には、NACCSに登録された包括保険を適用する場合は、保険会社と紐づけられる情報あり。
5		港湾管理者	○	港湾管理者の情報としては、船積港、保税搬入場所（コンテナヤード、保税蔵置場）の情報あり。
6	国/地域		○	NACCSの通関申告情報には、取引相手国の情報あり。
7	船舶名称 /IMO 番号		○	NACCSの通関申告情報には、船名/航空便名の情報あり。
8	商品名/商品コード		×（△）	NACCSには商品に関する情報はない。なお、通関申告時は商品をHSコードに分類しているため、商品分類のHSコード情報は把握できる。※HSコードは、輸入時の関税額を決定する分類コード。輸出の場合は統計用の分類コード。頭6桁は国際標準、末尾3～4桁は国ごとに異なる。
9	輸送ルート		○	NACCSの通関申告情報には、船積港、中継港、仕向港の情報あり。
10	価格		△	NACCSの通関申告情報には、1つの申告単位のインボイス価格や1つのHSコード単位の課税価格の情報はある。これらは、商品明細単位の価格情報ではない。
11	数量		△	NACCSの通関申告情報には、1つのHSコード単位の数量の情報あり。これらは、商品明細単位の数量情報ではない。
12	インボイス番号		△	NACCSの通関申告情報には、インボイス番号の情報はある。ただし、1件の通関申告に対して、複数インボイスが紐づいている場合の情報の取り扱いは要確認。

(参考) NACCSデータの審査活用について

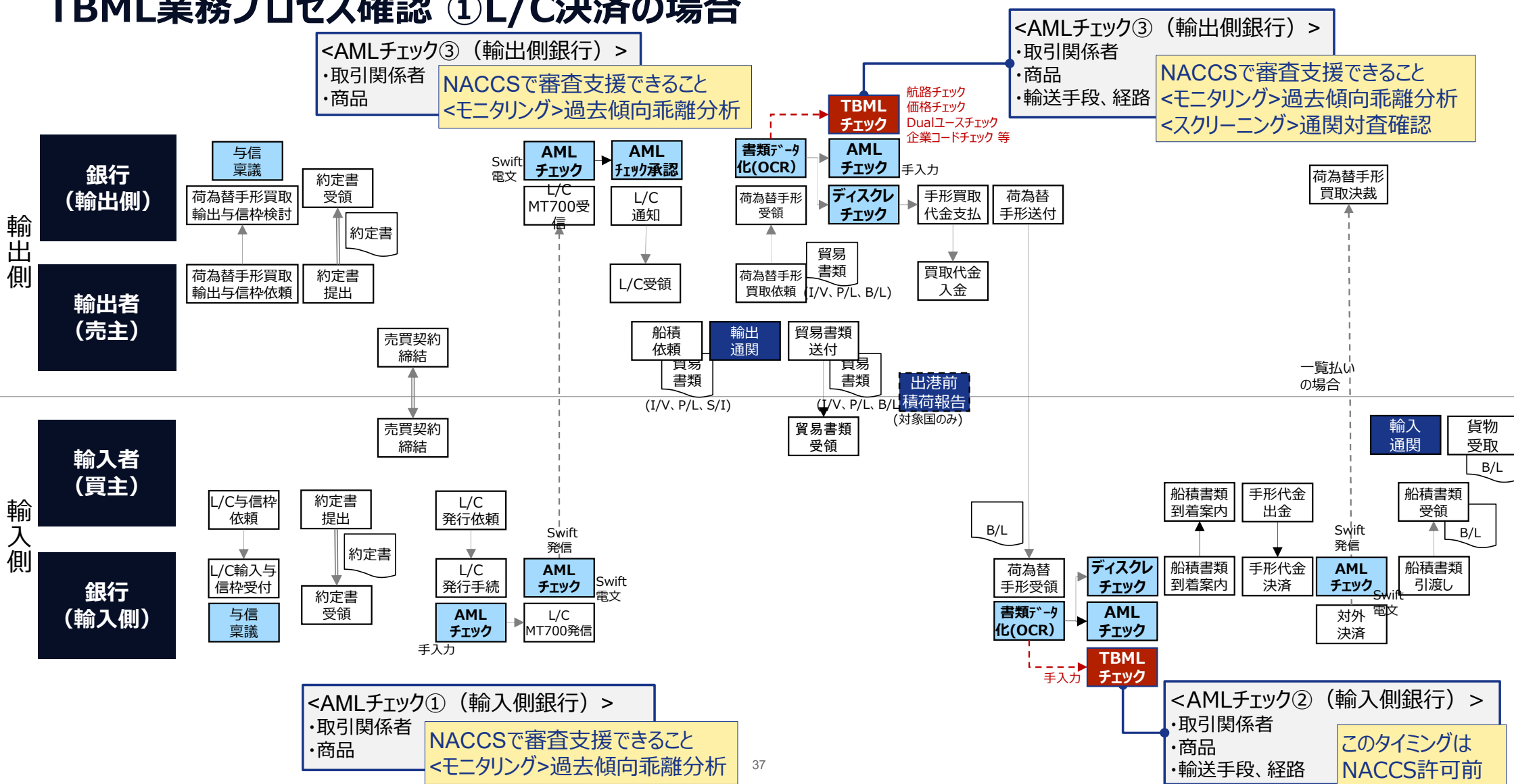
スクリーニング（貿易書類情報からの高リスク取引の検知）

	区分	項目	NACCS 有無	NACCS情報の制約など
13	船舶/航空所有者		△	通関申告情報には、船舶名の情報あり。NACCS内の船舶基本情報マスタには任意項目として船舶所有者の情報あり。
14	ビジネス履歴		△	過去の輸出入通関申告情報の提供が可能になれば。
15	禁輸品/軍事転用品（DUG）		△	禁輸品は通関申告が許可にならないためNACCS実績には存在しない。軍事転用品は、外為法の輸出許可を取得しているかの情報あり。
16	市況価格との乖離		△	輸出入申告情報には、HSコード単位の「価格再確認識別」項目があり、価格及び数量等が税関が設定した範囲外である場合に警告を出力している。この情報は提供可能（H：範囲を上回っている、L：範囲を下回っている）。

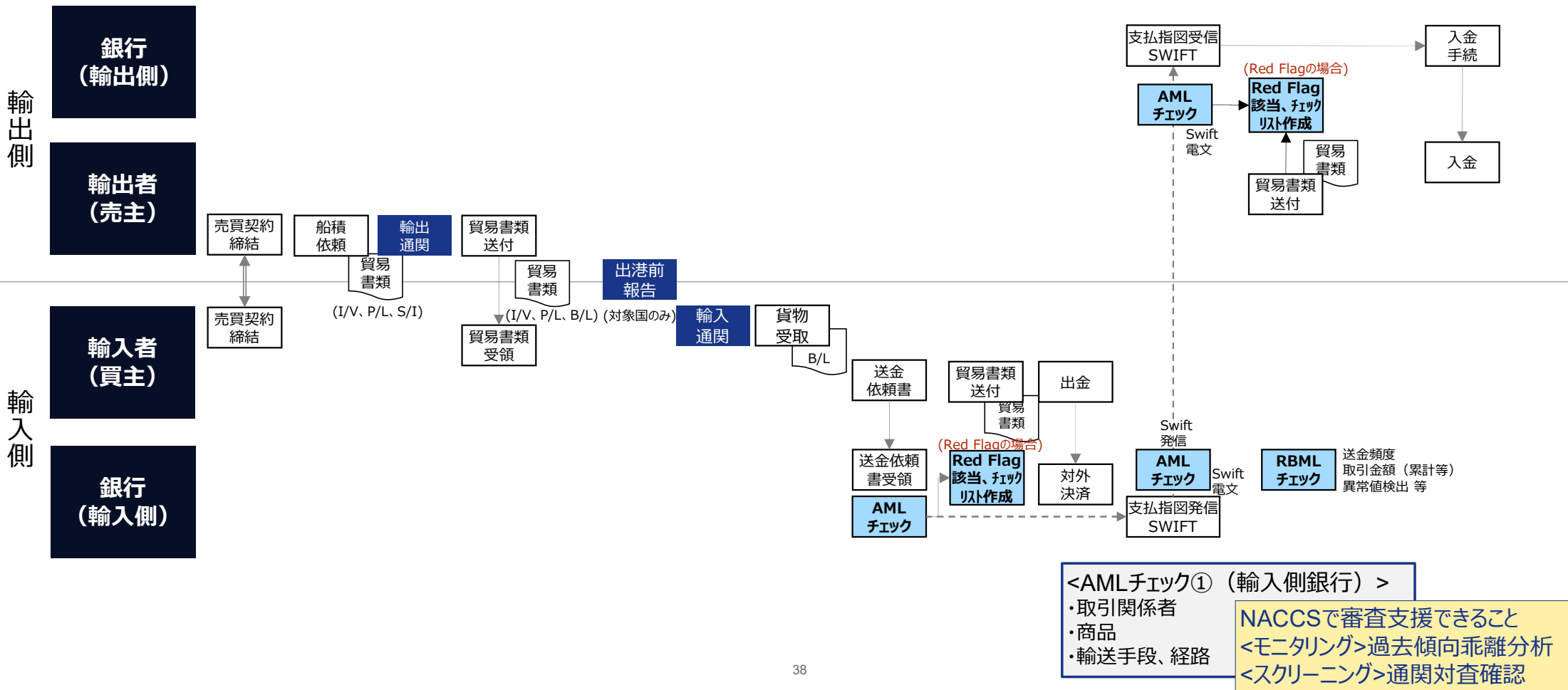
モニタリング

	区分	項目	NACCS 有無	NACCS情報の制約など
17	航路の追跡		△	NACCSには航路の追跡情報はないが、船舶/航空便の国内での入出港届の情報はあり。
18	業容の変化	取扱商品	○	過去の通関申告情報から、HSコード単位での取り扱い品の変化は確認可能。たとえば、その荷主が初めて取引するHSコードを抽出する。
19		閾値超過検知（取引金額頻度）	△	あらかじめHSコードごとの単価の閾値を設定する、もしくはHSコード単位の「価格再確認識別」フラグをもとに、閾値超過の検知をすることは可能そう。
20		取引国地域	○	過去の通関申告情報から、取引相手国の変化は確認可能。たとえば、その荷主が初めて取引する国を抽出する。
21		取引関係者	○	過去の通関申告情報から、取引相手の企業名の変化は確認可能か。たとえば、その荷主が初めての取引先を抽出する。
22	市場慣行との乖離		△	他社の通関申告情報から取引傾向が乖離しているか分析する（具体的に何の情報をパラメータとして傾向分析するか）。
23	レッドフラグ設定/検知（決済条件の異常性など）		△	あらかじめ閾値を設定し、インコタームズの異常、単価異常などを検知することは可能そう。
24	法人名称・所在地		△	NACCSの通関申告情報には、輸入の場合の輸入者の名称と住所、輸出の場合の輸出者の名称と住所情報あり。また、JASTPROに輸出入者コードが登録されているか（過去から貿易取引が多い事業者と想定）のチェックは可能。
25	事業内容		×	NACCSには輸出入者の事業内容の情報は無い。

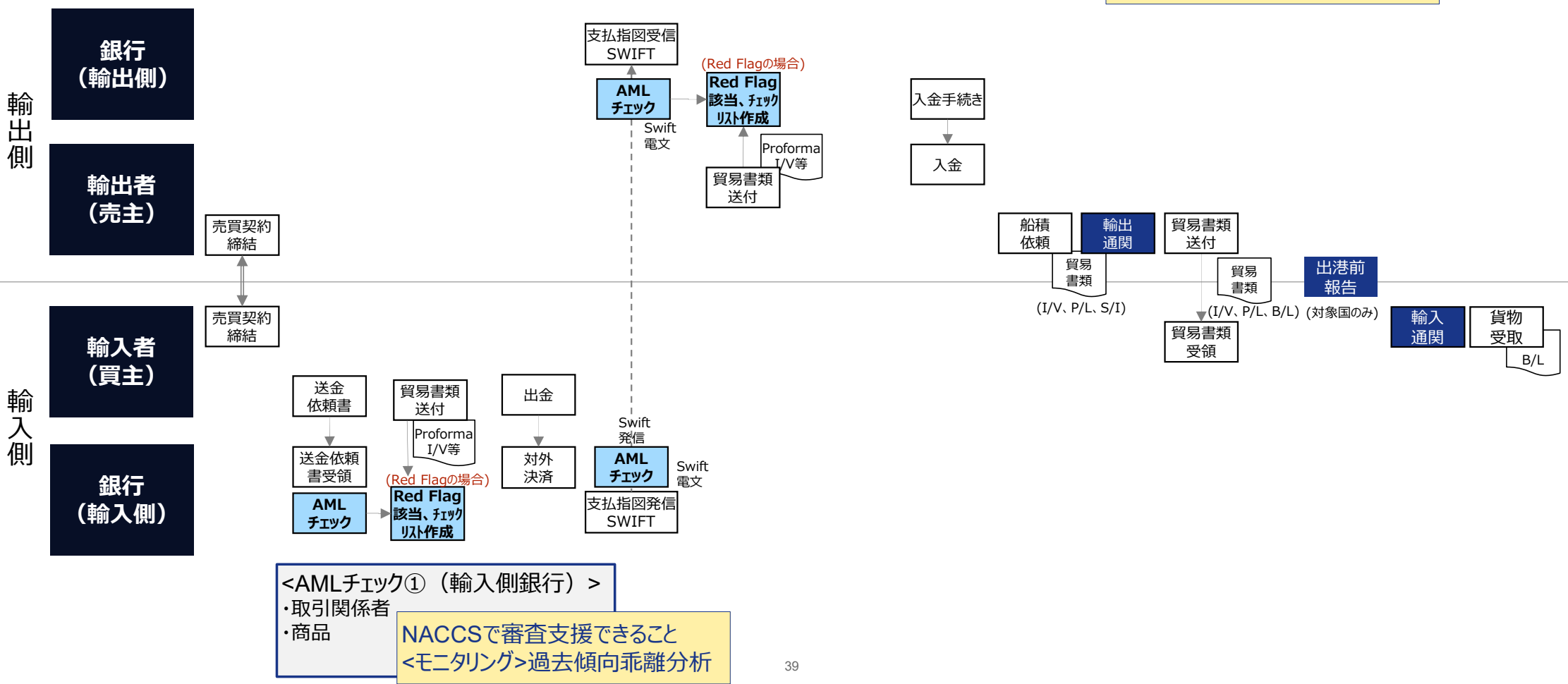
TBML業務プロセス確認 ①L/C決済の場合

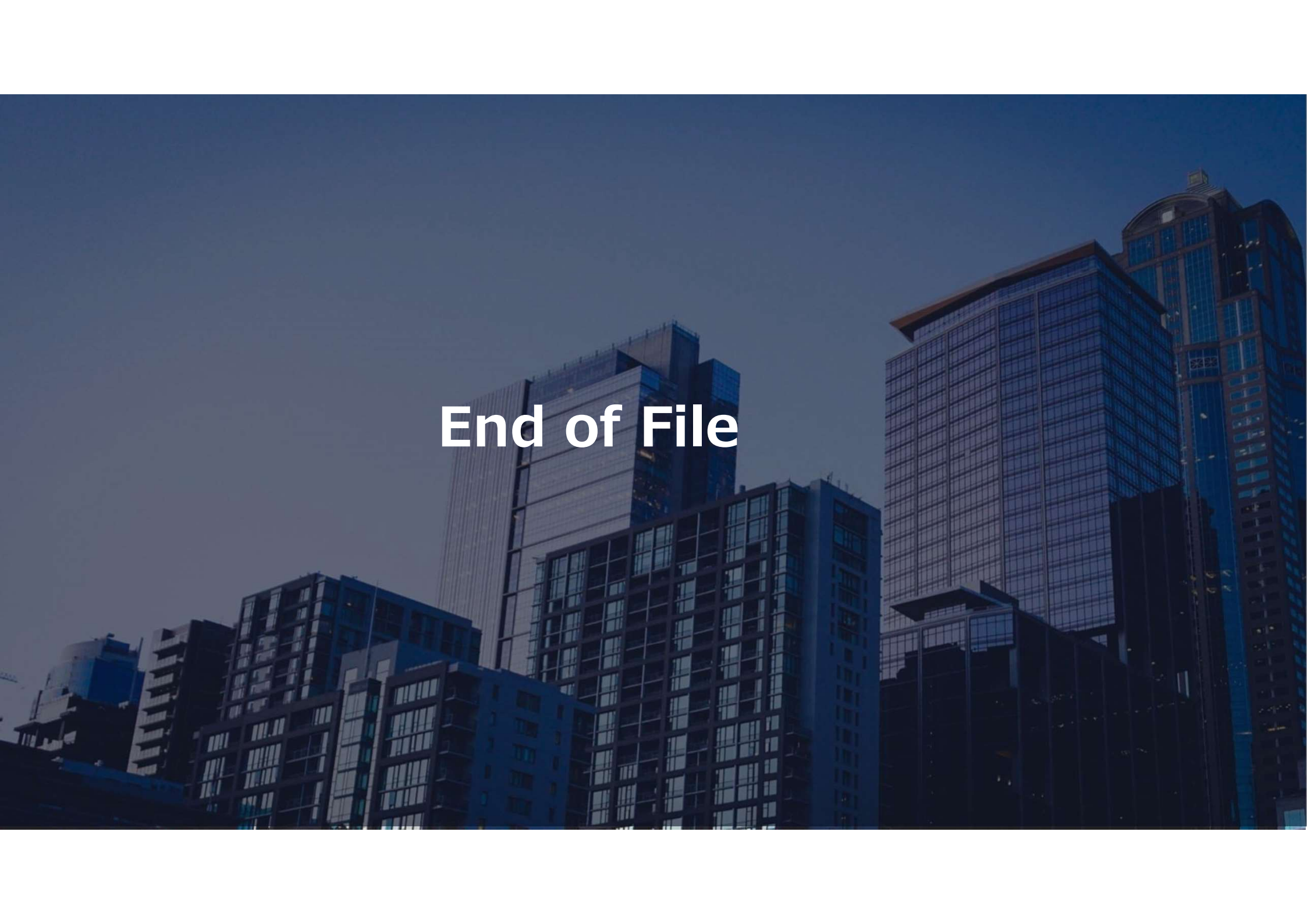


TBML業務プロセス確認 ②送金決済・後払いの場合



TBML業務プロセス確認 ③送金決済・前払いの場合





End of File